

愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）（案）の概要

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づき平成25年3月に現行の3次計画を策定したが、顕在化しているDV被害の状況を踏まえ、3次計画の計画期間が満了を迎えることから、新たに4次計画を策定した。

2 計画の基本目標、計画の性格、期間、体系

(1) 計画の基本目標

個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現

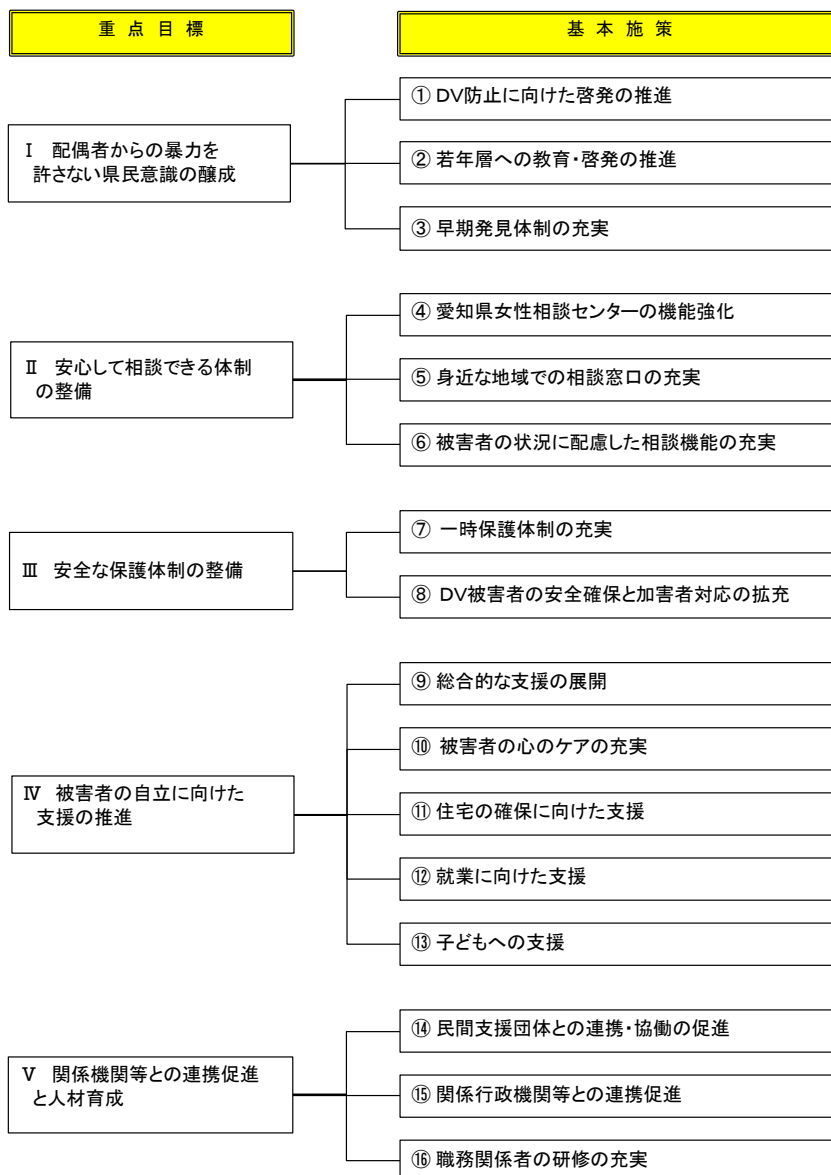
(2) 計画の性格

DV防止法第2条の3第1項に基づく基本計画

(3) 計画の期間

2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）まで

(4) 計画の体系



第2章 本県のDVをめぐる状況

愛知県女性相談センターの状況

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
DVに関する相談件数		1,768件	1,545件	1,484件	1,551件	1,466件
一時保護 件数	DV保護女性	268人	274人	198人	220人	203人
	DV同伴児童	300人	364人	256人	243人	210人

第3章 配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する課題と取組

* 各基本施策における主な取組 … ◎は4次計画からの新たな取組や強化する取組

重点目標Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成

基本施策① DV防止に向けた啓発の推進

◎女性相談センター等相談窓口の周知強化

愛知県女性相談センターを始めとした配偶者暴力相談支援センターの相談窓口としてのさらなる周知を図るため、DV防止啓発カードの配布先を拡大する等広く県民に啓発していく。

○市町村を中心とした地域における啓発の実施

基本施策② 若年層への教育・啓発の推進

○学校等における人権教育の実施

◎若年層への幅広い啓発の強化

将来におけるDVの発生を未然に防止するため、人権意識やデートDVに対する正しい認識について、対象年齢を拡大し、若年層の早い段階から教育並びに啓発をしていく。

基本施策③ 早期発見体制の充実

○DV発見・通報のための広報・啓発

○医療関係者等への周知

重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

基本施策④ 愛知県女性相談センターの機能強化

○女性相談員の配置

○相談マニュアルの活用

○市町村支援の充実 等

基本施策⑤ 身近な地域での相談窓口の充実

○市町村DV基本計画策定の促進

○市の女性相談員の設置

○警察での相談体制の充実 等

基本施策⑥ 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

- 愛知県国際交流協会における多言語での生活相談、弁護士相談等の実施

◎男性被害者への対応

相談件数が増加している男性DV被害者に対応するため、安心して相談できる体制について検討していく。

- 障害者・高齢者のDV被害者支援のための関係機関との連携 等

重点目標Ⅲ 安全な保護体制の整備

基本施策⑦ 一時保護体制の充実

- DV被害者の状態に合わせた一時保護の実施
- 一時保護委託施設（社会福祉施設・民間シェルター）との連携
- 一時保護所機能及び環境の充実 等

基本施策⑧ DV被害者の安全確保と加害者対応の拡充

- 「危険度アセスメント表」の作成と危険度の関係機関での共有
- 一時保護におけるDV被害者の安全確保
- 安心の確保 等

重点目標Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の推進

基本施策⑨ 総合的な支援の展開

- 関係機関の連携
- 施設から地域生活移行への取組
- 状況に応じた福祉制度等の十分な活用 等

基本施策⑩ 被害者の心のケアの充実

- DV被害者へのカウンセリング等の実施
- 職務関係者等への研修の実施

基本施策⑪ 住宅の確保に向けた支援

- 公営住宅の活用
- アパート等入居のための身元保証人確保対策制度の利用促進

基本施策⑫ 就業に向けた支援

- 就業支援情報の提供
- 状況に応じた福祉制度等の十分な活用
- ◎心理面に配慮した就業支援の推進 等

DV被害者の自立に向けた就業を支援するため、心理面に配慮した就職相談を行う。

基本施策⑬ 子どもへの支援

◎子どもの心のケアの充実

児童相談センターにおける相談対応件数が増加している面前DVを受けた子ども等の心理的ケアをするため、児童相談センターの体制を強化する。

- 学校関係者等に対する制度趣旨の周知徹底
- 子どもとともに生活するDV被害者への支援 等

重点目標Ⅴ 関係機関等との連携促進と人材育成

基本施策⑭ 民間支援団体との連携・協働の促進

- 民間支援団体との連携
- 民間支援団体への支援
- 事例検討会及び連絡会の実施 等

基本施策⑮ 関係行政機関等との連携促進

- 愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催等による連携
- 市町村DV対策ネットワークづくりへの助言
- 女性相談センター駐在室におけるネットワークの促進 等

基本施策⑯ 職務関係者の研修の充実

- 女性相談センターによる研修等の充実
- 地域別事例検討会の充実
- 職務関係者等への研修の実施

第4章 計画の推進

1 推進組織

学識経験者、民間団体関係者、社会福祉施設関係者、法務関係者、市町村関係者、警察、県関係課室を構成員とする「愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議」を設置し、DV対策の推進を図る。

2 数値目標

指 標	基準値		目標値	
	年度	数 値	年度	数 値
配偶者や恋人等親密な関係の人から受ける暴力をいわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	2016	86.7%	2022	100%
学校等へのDV防止啓発講師派遣回数	2017	20回	2022	25回
DVに関する相談窓口の認知度 「市区町村役場や福祉事務所などにDVについて相談できる窓口があることを知っている」とする県民の割合	2016	40.6%	2022	80%
DV基本計画策定市町村数	2017	41市町村	2022	全市町村 (54市町村)
庁内DV連携会議設置市町村数	2017	26市町村	2022	全市町村 (54市町村)
地域別事例検討会開催回数	2017	2回	2022	9回